（登録試験機関に係る登録の申請）

第八十四条　法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第六十四号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

（削る）

八　申請者が法第八条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十一　（略）

（心身の故障により試験の業務を適正に行うことができない者）

第八十四条の二　法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により試験の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　マンション管理士（第一条―第四十九条）	第一章　マンション管理士（第一条―第四十九条）
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　マンション管理士の登録（第二十四条の二―第四十条）	第二節　マンション管理士の登録（第二十五条―第四十条）
第三節　（略）	第三節　（略）
第二章～第五章　（略）	第二章～第五章　（略）
附則	附則
第二節　マンション管理士の登録	第二節　マンション管理士の登録
（心身の故障によりマンション管理士の業務を適正に行うことができない者）	（新設）
第二十四条の二　法第三十条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害によりマンション管理士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
（登録の申請）	（登録の申請）
第二十五条　法第三十条第一項の規定によりマンション管理士の登録を受けようとする者は、別記様式第三号によるマンション管理士登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	**第二十五条**　法第三十条第一項の規定によりマンション管理士の登録を受けようとする者は、別記様式第三号によるマンション管理士登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録試験機関に係る登録の申請）

第八十四条　法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第六十四号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～六　（略）

七　申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあっては、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

九　申請者が法第八条第三号並びに法第六十二条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十～十二　（略）

（新設）